

第10回 生活基盤TF 議事概要

日時：平成21年1月23日(金) 17:00~18:00

会場：永田町合同庁舎2階 207会議室

議題：有識者からのヒアリング及び意見交換

個人信用情報機関における過払い金返還請求の履歴の取扱いについて

出席者：規制改革会議

中条主査、福井委員

参考人 堂下浩氏(東京情報大学 総合情報学部 准教授)

全国信用情報センター連合会

事務局長 竹谷和芳氏

議事：

中条主査 それでは、ただいまから生活基盤タスクフォースのヒアリングを開始いたします。今日は、全国信用情報センター連合会からヒアリングをさせていただくということになっております。

それでは、早速御説明を20分程度いただきまして、それから質疑応答をさせていただくということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

竹谷事務局長 私、全国信用情報センター連合会の事務局の竹谷でございます。よろしくお願いいたします。

今日は規制改革会議の方でヒアリングということで、私どもに与えられました題目に従いまして御説明を20分間させていただきたいと存じます。

まず、お配りしました「信用情報機関の概要」というA4横の1枚物でございます。日本にはいわゆる信用情報機関というものが大きく4系統ございまして、私どもは全国信用情報センター連合会、昭和51年から主に貸金業専門者を会員として信用情報機関を運営しているものでございます。

そこで2つに分かれておりますけれども、33センターというふうに書いてございますのが、そもそも地域的に貸金業者さんが共同出資をして、いわゆる貸倒れ防止のためにお客様の返済能力に関する情報を収集して相互に照会し、利用するという任意の信用情報機関団体というものが各地で設立されておりまして、現在33のセンターで全国が地域ごとに網羅されています。基本的に都道府県単位でございますけれども、一番大きいエリアとして例えば東京の情報センターでございますと、東京以下埼玉、千葉、神奈川、茨城というところを網羅しています。あるいは大阪ですと大阪府、奈良県、和歌山県というところがございます。

会員数はこの33センターに加盟している延べ合計の貸金業者2,315社、これは18年3月末の資料で恐縮でございますけれども、右下に金融庁さんがちょうど貸金業制度の法制の見直しをされている中で、貸金業制度等に関する懇談会というものが金融庁の方で開かれておりまして、そこに提示された資料を基に御説明させていただいております。ちょっと古いので恐縮でございます。それで、その特徴が表にずっと縦に載っております。

以下、右のテラネットというのは33のセンターが共同して出資した新しい信用情報機関でございます。これは当時やはり過剰貸付問題が社会問題化しつつある中で、貸金業専門家さんの33センターの情報を広くノンバンクのクレジット会社、信販会社等の貸金業者の方々にも共同利用していただくという趣旨で別途つくった会社でございます。現在はこのテラネットに加盟する会員様が133社と、33センターのデータベースを相互に交流して残高が回答できるような仕組みになっております。

そのほか、信販業界、クレジット系のCIC、それから主に金融機関さんが加盟している全国銀行個人信用情報センター、それから独立系で業態網羅的に会員制度を敷いているCCBという信用情報機関がございます。

それぞれ主に業界ごとに運営されておりますけれども、一番左側の33センターの特徴といたしましては、一番左端の項目で「情報の内容・登録方法等」というところがございますけれども、更新頻度がリアルタイムである。それから、名寄せを行っているということが特徴的なところでございます。

リアルタイム更新というのは、貸金の契約につきましては随時借入れ随時返済、つまり古いいわゆるお金の貸し借りのところで申し上げれば、あるとき払いの催促なしみたいな庶民金融から始まっておりますので、毎月例えば5,000円返さなければいけないというときでも、今は手持ちがないから3,000円返します。あと2,000円はまた持ってきます。いいですよというようなやり取りで、非常に原始的なところでございますけれども、今もそれがITの中に組み込まれているということで、つまりお客様の返済イベント、借入れイベントは逐次発生するというところでございます。

一回極度額契約をすれば、その極度額の範囲内で、カードでATMから借入れが行え、それからまたATMから返済が行える。ですから、こちら辺は例えばクレジットカード会社の月1回の銀行口座自動引落としと比べて利便性がかなり高いところが特徴で、専門者の貸金業務の特徴でございます。

それを反映するためにリアルタイム登録、つまり返済や借入れが起こった都度、会員さんがリアルにその都度報告をし、データベースを更新する。これによって、そのお客様がすぐに次のお店に借入申込みに行っても、照会された記録が回答されますし、貸付した情報が翌日にはすべて反映されているので、お客様の借入残高が即時に反映でき、掌握することができるというような仕組みが特徴的なところでございます。

4のところは保有件数等でございます。これは後で統計を説明する際に、分母となるような参考的な情報でございますので、無担保無保証契約の残高があるお客様が今1,399万人登録されている。その残高を合計すると、この当時14兆1,975億円でございます。これはデータベースの中に登録されている残高です。1人当たりの借入れ件数は2.54件で、1人当たりの残高は1契約当たり39万9,000円というようなデータベースの中身になってございます。

お手元にヒアリング用の資料を御用意させていただいておりますけれども、それをめくっていただきまして2ページ目でございます。これは、平成19年2月からの統計でございます。約2年分をそこに書いてございますが、これも金融庁さんの御要請で19年2月から私どもデータベースの統計

をまとめているものでございます。

5件以上の借入れがあるお客様が19年2月は176万8,000人、これは万単位でございまして、それがずっと右へ目を移していただきますと19年12月では125万4,000人、20年12月、昨年12月末については81万人ということで、5件以上借り入れているお客様が半分以下に減ってきている。その代わりに、1件、2件の借入れのお客様は若干増えてきている。ですから、借入れ件数が多いお客様が順次少なくなっているという傾向がございます。

一番下の「延滞情報のある者」というのは、複数借入れを行ったお客様の場合ではいずれかの借入れが延滞になっている。いずれか1つでも延滞になっているお客様の数でございます。平成19年2月に174万9,000人であったものが、昨年12月末では220万7,000人、借入件数は少なくなっておりますけれども、逆に延滞をされてきた方が増えているという状況でございます。

この間にいろいろなできごとと申しますか、お客様の返済、借入れイベントが起こっていると思っておりますが、もちろん過払金返還請求等が最高裁で厳格判断されまして、以降その請求が多くなっているという中で、幾つかこの借入件数に影響する状況が発生していると考えております。

次のページです。借入件数5件以上のお客様がかなり減ってきているんですが、これがどういう状況に基づくものかということをご説明しないと、すべての皆様が自己の返済能力で完済をされているということは必ずしも言えないのではないかと考えております。

上の平成19年3月31日、Aさん、Bさん、Cさんということで丸の数が借入件数だいたしまして、それぞれ6件ずつお借入れになっていました。これを20年3月31日に見てみると、Aさんは5件、Bさんは3件、Cさんは1件になっています。

この借入件数の減少が、Aさんは御自分で返済をされて完済により減額になりました。

ところが、Bさんは自分で返済したのは1件でございますけれども、実はこの借入れをしている貸金業者さんが廃業しまして、もうビジネスをやっていけないということで情報センターから退会しますと、その時点でこの会員さんが登録している情報はすべてルール上削除されることになっております。そういう意味では2件、それに該当するものがデータベースから消えた。

ただ、Bさんの借入状況の4件は変わらないんですけども、2件が見えなくなったという意味でございます。

Cさんは1件しか借入れが見えないんですけども、実は退会によって2件減少し、更に情報センターに加入していないサービサーとかに保有債権を譲渡したということになりますと、それが要因で3つ減って見掛け上1つに見えるというような現象が発生いたします。

この中身がどのぐらいあるのかということを示したのが次の4ページでございます。これは、平成19年3月末から20年3月末までの私どもデータベースの中の動きを示したものでございます。期首の平成19年3月末日、無担保無保証の借入残高ありの件数が登録されているものが2,883万件ございました。20年3月末には、これが2,537万件まで減りました。347万件減少しております。ただし、その間に増えたもの、減ったものがございます。

左側に、残高あり件数の増加要因としては、新しい借入れが発生して増えたというものが、これは登録をずっとトレースしていきますと新規借入れが323万件発生しました。それから、新規入会

ですね。これまで情報センターに加盟していなかった貸金業者さんが入会したので、従前持っていた情報が登録されて増えましたというのが5万件、合計328万件が残高のある貸金債権として増えました。

ところが、この1年間で減ったものがございます。675万件減りました。その内容につきましては、お客様の返済による完済及び包括契約は残高ゼロになりましたというものが394万件、58%ございました。

ところが、その下のやや濃い黄色のところですけれども、実は返済に窮して債務者による債務整理が行われたものが右側を書いてございます130万件、約20%ございます。この内容は、法的整理ですね。これは、法的手段によって民事再生ですとか、個人破産ですとか、そういうものが45万件、7%です。それから、債務整理によるものが52万件、8%、過払金返還請求があって元本に充当した結果、債務不存在になりましたというものが33万件、5%ということでございます。これは、イレギュラーで債権が消滅したということでございます。それから、債権者による債権回収または保証弁済が10万件、1%ございまして減りました。

それで、問題はこのグレーのところでございます、これは私どものデータベースから削除されたものが141万件、22%ございます。見えなくなったものです。この要因が非会員譲渡、つまり債権を他社に売ってしまったというのが41万件、6%。それから、廃業なりして情報センターを退会してなくなったというものが62万件、9%。それから、登録期間が満了しましたということでなくなったものが38万件、6%ということでございまして、実は減少要因の中身を見てもさういような対応が見受けられるということでございます。

これは、本来はお客様の返済すべき債務として本当は見えていなければならないものというふうにも考えます。特に債務整理とか法的手段を取った、これはお客様の正当といたしますか、法律に基づいた動きでございますので、こちら辺は登録基準に基づいて粛々と情報は事故情報として見える。

それから、過払金返還は後で御説明しますけれども、71番というコードで確認することができる。保証弁済もコードで確認することができます。

ただし、グレーのところは一切、情報センターのデータベースからは見えなくなるということになってございます。こちら辺が、貸金業者さんの返済能力の調査に対してどのような影響を及ぼすか。

あるいは、黄色のところによっても、返済による完済とかというものの原資がどこからきたのか。返済能力のある方がちゃんと自分の資力で返しましたという部分と、それから親戚、知人とか、あるいは極端な話、どこかヤミ金から借りてきて返したという要因も含まれているのではないかと。この実証はなかなか難しいんですけども、ここは情報センターの立場としてはなかなか要因分析できないところでございます。こういったような1年間のデータベースの動きでございます。

今、新規借入れにつきましては、貸金業者が利息制限法の範囲内に上限金利が下げられる。それから、それによってスプレッドが下がりますので、できるだけ貸倒れがないような形で与信審査基準を厳格化している。従来は10人の申込みに対して6件、7件をお貸しできたものが、今は2件、3件しかお貸しをしていないということで、新規借入れの発生件数も従来より大分減っていると

いう状況にあると見てございます。

5 ページでございますけれども、過払金返還請求が貸金業者になされまして、それに貸金業者が応じたものという定義でございます。これに応じた場合に、71 というサービス情報のコードを登録してくることになってございます。

それで、左側の平成 19 年 11 月から棒グラフが出ておりますが、実はそれ以前、平成 19 年 9 月以前は参考情報の 32 番、債務整理という情報として登録をさせていただいておりました。ところが、債務整理と過払金返還請求の区分けが必要ではないかという会員さんからの御要請もございまして、平成 19 年 9 月からは「契約見直し」という新しい定義をつくってそこに登録をいただいております。その累積件数が 20 年 12 月、昨年末現在で 163 万件に及んでおります。

その中身でございますけれども、6 ページでございますが、この「契約見直し」が付いている貸付けの件数が 144 万 4,000 件、それを保有しているお客様の数が 87 万 5 千人という数字になっております。

それで、ちょっと調べましたところ、この過払金返還請求に応じたというコードが付与された後に、またそのお客様が新たな借入申込みをして貸付けが登録されてきた。つまり、71 番の報告日より新しい貸付情報が登録されてきたというお客様がこの中の 4 万 4 千人いらっしゃいます。

それから、71 番が登録されて以降、全く新たな貸付けがない。ただし、まだ残高を持っている、負債を持っているお客様が 54 万 1 千人。それから、71 番が登録されて後、残高もなくしてすべてが完済になっている。この完済情報は登録期間から 5 年間でございますけれども、その方が 29 万人いる。87 万 5 千人の内訳がこのような分布になっております。

71 番が登録されたからと言って、全く与信をしないかといいますと、この数字を見る限り 4 万 4 千人の方は新たな貸付けがなされているということでございます。

ただ、「契約見直し」というのは当然お客様に借入残高があって、それを返済できなくて弁護士さんに債務整理を頼んだ。その結果、一応処理のプロセスとしてまずは過払金返還請求をしましょうということが弁護士さんから通知がされます。そういう意味では、71 番で登録されているお客様については必ずしも返済能力があるとは言えない。返済能力がなくして仕方なく債務整理をして、結果的に 71 番が登録されたというようなパターンがほとんどでございます。これを会員さんがどう評価するかというところについては、各社の与信基準に基づくという形になろうかと存じます。

最後のページは御参考でございますけれども、実は過払金返還請求というものが最高裁の厳格判断で皆様、弁護士さんがやるようになられて、その後、実はこの 71 番の平成 19 年 9 月の前には 32 番、債務整理という情報に入っておりました。それで、特に弁護士さんあるいは消費者の債務者の方からは、法律に基づく正当な権利を行使したという理由でなぜ「債務整理」に登録するのかというような御主張がかなりございました。それで、私どもはそこは返済能力がないということがトリガーになって過払金返還請求債務整理に至っているんでしょというということで、そのまま登録基準を変えずに、19 年 9 月からは変えましたけれども、この 32 の登録を引き続き継続していたところ、裁判が幾つか発生しました。

原告の主張はそれぞれほぼ同様でございますけれども、この判決概要は右にございますが、いず

れも判決としては「債務整理」の登録というのは公共性の観点から照らして違法性は阻却され不法行為を構成するものではない。

あるいは、下から3つ目の判決については、任意の過払金返還の交渉をしている段階で請求権を有するかは確定していないため、「債務整理」と報告する基準が不当であるとまでは言えないとか、そういう形でいずれも原告の請求は棄却するという判決が地裁、高裁で出ているということございまして、信用情報機関としては「過払金返還請求」、一定のマーキングで登録するということについては加盟会員の皆様に必要な客観的事実をお知らせするという意味では有用な情報の登録ではないかと考えております。

そういうところで、仮に71番の「契約見直し」条項を削除するということになりましたと、この163万件の情報はすべてデータベースから消えるということございまして、契約期間が長いお客様ですと「過払金返還請求」を残存元本に充当して完済というふうになりますと、結果的にどのようなシグナルの情報項目も残らない。見掛け上、真っ白なお客様に見えてしまうということございまして、返済能力が従前からあるお客様と見分けがつかないということに結果論としてなろうかと考えております。

この71の情報登録の制度をどのように今後扱っていくかというところについて内部でも、あるいは金融庁当局さんとも御相談しながら今、検討をしているところでございます。

御説明はちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

中条主査 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。御質問等をお願いいたします。

堂下准教授 昨年の12月24日に時事通信から配信された報道によると、全情連で過払い請求に関する71番のフラグが削除されることが機関決定されたとありましたが、これは事実ではないということになりますか。

竹谷事務局長 機関決定はしておりません。

ただ、そもそも私どもの考え方としては、71番を保有する期限、限度というものは多分貸金業法完全施行のときまでではないか。

と申しますのは、1つに完全施行後は利限法で今は18%ということで利息は下げられますが、過払金返還請求をしたという事実はお客様にとっては当然、利限法を超えた貸付けを望まない。29.2とか、25とかという借入れをそもそも御契約でされていて、なおかつ返済ができる範囲で18%にカットして元本を充当してくださいということございまして。

ということは、そのお客様は当然18%を超える利息の契約は望まないということに解釈できると思いますから、そういうお客様に今、完全施行までは認められている出資法の範囲内の利率でお貸しをするということについては、そういうことは望まれないお客様なんだろうねということで、そこは一定の識別をする、あるいはそれを超える金利の返済が滞るというリスクが生じますので、そこはやはり登録しておく必要があるんでしょうねというのが1つございまして。完全施行があと1年ちょっと以内でございますが、少なくともそこまでは登録を継続したい。

なおかつ、そこを超えても一定の客観性があるって、返済に有用な情報であるということであれば、

それは私どもが判断するというのではなくて利用会員の皆様が、あるいは社会的な要請で必要であれば、それは登録を継続したい。

それで、一応削除する場合のシステムの対応ですね。非常に技術的なところで、それがどういう影響が起こるのかということと内部で検証しようということを決めたのが12月です。今のところ情報システム部門からの報告では、これを仮に今、廃止するとしても5月いっぱいかかる。これは会員からの報告システムの中で、71を報告されないように手当をする。私どものデータベースの中も71が登録できないようにする、既存の71を削除する、あるいはそれを回答しないようにするというようなところで、今は全部チェックがいろいろとかかっていますので、プログラムを変更してこの登録基準を排除するのにそのぐらいの時間が少なくともかかるという判断でございます。

福井委員 これは、最終的に何らかの協会団体なり、業界として統一的に決めるのか、個々の会社の判断なのかというのはどうなんでしょうか。

竹谷事務局長 これは制度問題ですので、個々の会社の判断というものはございません。信用情報機関が登録基準というものを示してございますので、どこが意思決定するのかということなかなか難しいんですけども。

福井委員 そういう意味で、個々の会社ごとに例えば扱いを変えようというようなことはあり得ないわけですか。

竹谷事務局長 あり得ません。登録基準というのが標準化されていて、すべての会員さんはその基準に該当すればそのコードを報告しなければいけない。ある会社は報告し、ある会社は報告しないということになりますと、情報の精度がばらばらになりますので。

福井委員 ということは、決めないといけないわけですね。決めるときに、今の情報をどうするかというのはだれがどういう手続きで決めるんですか。

竹谷事務局長 ここは、広く業界の方々がそういう有用性があると判断されるか。あるいは、例えば客観性がないとか、何か法的な瑕疵があるというものであれば、それは我々自らコンプライアンス上削除しなければいけないと思っています。

あとは、やはり大きいのは金融庁サイドの我々は今、貸金業法の第三次施行で指定信用情報機関という制度を申請しようと思っていますけれども、その要件でこの項目が認められるかどうか。

福井委員 指定情報機関というのは、金融庁が指定をするんですか。

竹谷事務局長 内閣総理大臣がします。金融庁に委任されると思いますが。

福井委員 その指定の手続きに当たって、全情連はどうされるんですか。

竹谷事務局長 要するに、業務規定を全部つくって、指定申請書類を整備して、その中で登録基準はこういう情報があります、定義はこうです、登録期間はこうですということをすべて書いて、それを指定申請書類業務規定として提示するわけです。

福井委員 全情連自身が指定情報機関になるんですか。

竹谷事務局長 全情連ではなくて、この紙で言いますと、今、登録しているのは左側の33センターの情報センターに加盟する会員です。一番左の33の全国にある情報機関の会員が71番を登録しているのですが、実は4月1日でこの左の33センターとテラネットと統合いたします。それで、指

定申請は今年の7月か8月くらいを予定しておりますけれども、新しく統合したテラネットという信用情報機関が全国1組織本体制で申請をしようと、これは規模的要件が指定機関に求められてきて。

福井委員 全情連という組織の性格とこの2機関との関係はどうなっているのでしょうか。

竹谷事務局長 全情連というのは、この33センターの任意団体でございます。33センターは個々の独立した株式会社で、その制度、それから行政対応とかもやっているのが全情連でございます。

福井委員 だから、それぞれ個別の会社が信用情報を扱っているわけですね。

竹谷事務局長 そうですね。左の33です。それで、それが今度4月1日にテラネットに全部一本化されるわけです。

福井委員 1つの会社になるわけですか。そこで指定申請をしようとされている。テラネットと全情連というのはどういう関係なんですか。

竹谷事務局長 テラネットは今、全情連の準会員でございます。

福井委員 テラネットは今度統合したらどうなるんですか。

竹谷事務局長 全情連は3月末をもって業務を廃止します。

福井委員 テラネットという一つの機関に移行するわけですね。

竹谷事務局長 おっしゃるとおりです。

福井委員 それで、テラネットが金融庁に登録申請をするのはいつなんですか。

竹谷事務局長 今のところ、7月ないし8月を予定しています。

というのは、新しい総量規制を組み込んだ新しい情報システムを今、開発しているところございまして、それができるのが6月1日を予定していますので、そこから1、2か月、月次処理をコンピュータで回して、問題がなければ申請をするという段取りを今、考えています。

福井委員 C I C、全国銀行センター、C C B、この3つはどうなるんですか。

竹谷事務局長 C I Cはクレジット信販業界の情報センターでございますけれども、もちろん信販クレジットカード会社はカードの中に貸金部分、ショッピング部分と両方ありますので、C I Cさんも金融庁の貸金業法指定申請をするというふうに聞いております。

福井委員 独自にされるわけですか。では、ほかも独自に。

竹谷事務局長 ほかは、全国銀行さんは金融機関が会員でございますので、一部カード会社は入っていますけれども、基本的に資金業法の対応は行わない。手は挙げない。

それから、C C Bさんにつきましては、本来単独でお手を挙げるというふうに聞いておりましたけれども、今、実は私どもテラネットと統合交渉しておりまして、その結果が3月までには出ると思いますので、その結果としては指定申請機関が私どもとC I Cの2機関になるか、あるいはC C Bさんが単独で3つ目の申請機関になるかというところでございます。

福井委員 テラネットの申請の中で、いわば過払金情報についてはどうされたいと思われていますか。要するに、この情報についてどう扱いたいという前提で登録を受けられたいと思っておられるんですか。

竹谷事務局長 私どもの中に会員委員会というものがございまして、そこで加盟会員さんの声を

聞いて、返済能力の調査に非常に有用だということであれば法的問題はないわけですから登録を継続する根拠としたい。

福井委員 加盟会員というのは、この33のことを言うておられるんですか。

竹谷事務局長 各33センターに加盟する貸金業者のことです。

福井委員 33というのは、そこと実際の貸金業者との関係は現在どうなっているんですか。

竹谷事務局長 各センターは地元の貸金業者が出資をしてつくった株式会社でございまして、貸金業者は株主であって、そこの役員を務めている。

福井委員 貸金業協会と直接の関係はあるんですか。

竹谷事務局長 ございません。

福井委員 どちらにしても、いわば構成員の根っこのところは貸金業者ということですか。

竹谷事務局長 そうです。

福井委員 現在のところは何か把握されておられますか。この過払情報についてどうしてほしいとか、有用だとか、有用でないとか。

竹谷事務局長 これは、継続してほしいと。

福井委員 というのが、圧倒的なんですか。そうであれば、テラネットというのはその集合体としてであれば継続をしてほしいという方向になりそうですが、それに対して金融庁がどう言うだろうかと、こういう状態なわけですね。

竹谷事務局長 そうです。

福井委員 金融庁が何かネガティブなことを言いそうな兆候があるんですか。

竹谷事務局長 これは、弁護士さんだか、その出所はわかりませんが、やはり過払金返還請求の事実を登録するという点については問題があるんじゃないかという意見が金融庁に寄せられているというふうに聞いておまして、一部のメディアでも週刊誌とか、雑誌とか、そういう紙媒体の中でそのような報道がされている。つまり、過払金返還請求を業界が強いて登録をして与信を拒絶しているとかですね。

ただ、そういう実態は全くございませんが、やはりそういう過払金返還請求が正当な権利の行使であるという一部の解釈について、当局がどのようにお考えになるかということだと思います。

福井委員 登録基準なんですけど、法定要件のようなもので具体的に特定されているんでしょうか。

竹谷事務局長 現在のところ、法的に何か義務があるかというものは一切ございません。

福井委員 登録自体は法律に基づく行為ですか。

竹谷事務局長 法律ではなくて、任意の世界でございます。

福井委員 登録というか、指定ですね。指定というのは、法令上のものですか。

竹谷事務局長 指定は法令上のものです。

福井委員 今おっしゃった登録というのは、何の登録ですか。信用情報機関に登録するかどうかということですか。今、登録が任意とおっしゃったのは、何の登録ですか。

竹谷事務局長 情報機関と加盟会員との間に信用情報交換契約があります。これはあくまでも民の世界でございまして、根拠法は一切ないんです。

福井委員 私が申し上げたのは、指定の方です。金融庁による指定信用情報機関というときの指定についての法令上の根拠や要件はどうなっているんでしょうかということです。

竹谷事務局長 これは貸金業法上、第3条施行がなされた場合に指定申請を受け付ける金融庁の体制が整うということです。

福井委員 指定要件は法定されているんですか。

竹谷事務局長 法定されております。

福井委員 3条ですか。登録という3条がありますね。登録申請。

竹谷事務局長 そこは貸金業者のところで、指定信用情報機関は第41条の13から始まる場所です。

福井委員 この中で、指定の申請が41条の14で、指定に関する本体は41条の13ですね。

竹谷事務局長 そうです。そこに要件がいろいろ書いてございます。

福井委員 この要件の中に、その指定申請機関が例えば過払金返還請求情報を載せる方針として、いることが拒否要件となると読める根拠条文はございますか。

竹谷事務局長 第41条の20に、業務規定の認可というものがございまして、この中で、信用情報の収集及び提供に関する事項という第2号がございまして、この業務規定の中身についてはどのような信用情報の登録基準で定義づけるか。どのような情報を登録させるか、していただくかというところを決める部分が含まれるということでございまして、例えば延滞情報だとか、債務整理とか、そういうものが客観的であって、恐らく返済能力の調査に有用か否か判断の中で71番の過払契約見直しという情報が判断されるんだろうと思っています。

福井委員 指定というよりは、業務規定の認可事項なんですね。業務規定の認可事項の中の信用情報の収集及び提供に関する事項の認可を受けるときに、それが適当かどうかという判断があったと。

竹谷事務局長 そういうふうに我々は理解しております。

福井委員 どういう場合が適当で、どういう場合が適当でないという基準はないのでしょうか。

竹谷事務局長 それは、この中では示されておられません。

福井委員 明文はないわけですね。

竹谷事務局長 はい。

福井委員 ちょっと手掛かりがあるのは、41条の20の4項で、内閣総理大臣は認可をした業務規定が信用情報提供等、業務の適正かつ確実な実施上、不適当となったと認めるときは業務規定を変更すべきことを命ずることができる。

竹谷事務局長 そうですね。これは権限です。内閣総理大臣の権限です。

福井委員 だから、一たん認可したとしても何か事情が変わったら、場合により信用情報提供等、業務の適正かつ確実な実施という観点から何か物申すことができると。

竹谷事務局長 そうということです。

福井委員 ということは、手掛かりとしてはもともと認可するときも信用情報の提供等業務が適正かつ確実に実施できるかどうかというのは条文上の一つの手がかりになる。入り口のところでそ

こが満たされているということが前提でこういう4項の条文が置かれているはずですから、まさに信用情報提供等業務の適正かつ確実な実施が信用情報機関においてなされるのかどうか、ということとは重要な要素ですね。

逆に言えば、適正かつ確実な実施のために必要な情報であれば、それは認可しなければならないというき束行為ではなく、自由裁量行為ではないはずですね。

そこからもうちょっと突っ込んでお伺いしたいのですが、この過払金返還情報については、もちろん過払金返還請求をするということは最高裁判決を前提とする限り、正当な権利の行使であることは当然ですが、正当な権利の行使であったとしても過払金返還請求をするという履歴を持つ顧客であるかどうかということは、債権管理上のリスクに実際上大きく影響する事実であることは間違いがないという声が多いですね。私ももそうではないかという仮説を持っているんですが、その点は全情連としてはいかがですか。

竹谷事務局長 まさしくそう考えております。

福井委員 そうすると、では具体的にはどうかというと、過払金返還請求履歴のある顧客はやはりそういった意味での債権の管理コストが高くなる蓋然性の高いグループというふうに位置付けることが多いと、業者の方などからもお伺いすることがあります。そうであれば、そういう管理コストの高いお客様と低いお客様とが、属性上、実は分かれているのに、どちらであるのかわからなくすると、管理コストの低いお客様に管理コストの高いお客様の管理費用を転嫁しないと業務が成り立たなくなるはずですね。

ということは、いわば業界用語では真っ白とか、グレーとか、真っ黒とか、おっしゃるらしいですが、真っ白なお客さんが真っ黒とかグレーのお客様の管理コスト分をかぶらないといけない。それは、いわば管理コストの安いことを自ら表明しておられる、いわばシグナリングの証拠が付いているお客さんに対して不当な返済条件、例えば高金利とかを要求することに間違いなくつながるはずでありまして、それは一種の顧客間のバランスや公正という観点から問題があるのではないかと、という見解がありますが、どうお考えでしょうか。

竹谷事務局長 今おっしゃったところは、論理的にそのとおり理解できます。

福井委員 先ほどの41条の20の4項にもございますが、信用情報提供等業務の適正かつ確実な実施というのは、まさにその焦げ付きが起こったり、ちゃんと貸して返せる方に適切な金利や与信条件を与えるということを含んで恐らく書かれている概念でしょうから、いわば適切かつ確実な信用情報等の実施が、過払金返還請求情報などを一切真っ白と同じ扱いにしてしまうというのでは、この4項の要件自体がむしろ満たされなくなるのではないかと余地があるようにも、今お伺いして少し感じたのですが、いかがでしょうか。

竹谷事務局長 全くそのとおりだと思います。そもそも信用情報機関というのは自らこの人に貸す、貸さないを判断するものではなくて、まさにその情報の非対称性のところを客観的な事実をもって情報提供する。

判断はあくまでも貸金業者のリスクのところをどう皆様は考えるかという材料を提供することでございますので、まさしくそこが欠落すると本来の趣旨が損なわれる。役割が果たせないというふ

うに考えます。

福井委員 管理コストの高いお客さんが低いお客さんにフリーライドして、より有利な条件を受け、逆に言えば管理コストの安いはずのお客さんが、高い金利など、いわば悪い条件を押し付けられることになるということになりますね。一種の情報の非対称はむしろ拡大するということですね。

竹谷事務局長 過払金返還請求をなされた事実が、最近対応が変わってまいりまして、既に完済をされたお客様が従前の借入れについて、契約について過払金返還請求をする。この場合は契約が完済で一回切れておりますので、登録対象にはならない。

つまり、完済したということは返済能力がありましたということでございますので、まさしくそれは完済情報としてリスクがないお客様ということでございますから、これは改めて過払金返還請求のマークをする必要はないということで、それは対象外ということでございます。

福井委員 それは、一たん返した後、やはり前のものを返してほしいと言ったお客さんのことですか。そうすると、実は過払金返還請求をしているわけですが、それは出てこないわけですか。

竹谷事務局長 それは出ません。

中条主査 過払金返還請求は返済能力を示すのだというお考えですか。

竹谷事務局長 債務整理の行為の中で一つのイベントとして一体化している。つまり、返済能力が欠如しているという事実をもって発生してくるものと考えています。そこは借入残高があって、それで弁護士さんに債務整理を委任する。そうすると、弁護士さんは当然、第1の手段として過払金返還請求を業者さんに通知をしてくる。それで、元本を充当した結果、債務ゼロになればそこで完済で情報上は終わりますし、元本が残ってそれを分割払いにしてくださいとか、あるいは元本をおまけしてくださいということであれば、その残元本に対しての新しい返済方法によって残高が徐々に減っていくというところなので、我々は従前32番の「債務整理」の中にこれを入れていたということでございます。

中条主査 返済能力のある人は返還請求をしないという前提……。

竹谷事務局長 返還請求そのものを見ているのではなく、おっしゃったように完済になった人が後日返還請求をしてくるというところについては、契約が終了しているわけですから対象外となります。

福井委員 それを本当は知りたいわけですか。

竹谷事務局長 会員の皆様からすればあるに越したことはないんじゃないかと思いますが、そこは趣旨が異なるものだと考えています。

堂下准教授 私が資金需要者に対してアンケート調査を行って、過払金返還請求をした人と完済した人の心理因子を比較すると、過払金返還請求をした人は相対的に心理面で未熟な人が多いという統計結果が出されました。だから、多分この変数は貸金業者にとっても返済能力を測る代替変数として見ることができるんでしょうね。

中条主査 返済能力という広い意味での能力ですね。

それで、一部の弁護士さん等々が、それは正当な行為であるからそういう情報は載せるなどおっしゃるときの論拠は何なんでしょうか。要するに、正当な行為であっても、例えば保険に入る人が

独身か、結婚しているかとか、これはどちらでも全く正当な行為ですね。それから、職業は大学の先生かどうかとか、そういうものは当然保険を運営する会社としては必要だから。

福井委員 自動車保険の交通事故履歴とかですね。

中条主査 これも、別に事故を起こしたのは正当ではないけれども。

福井委員 起こすのは正当ではないけれども、起こった結果を保険で賄うという意味では正当行為ですね。

中条主査 その正当な行為を載せてはいけないというのは理屈に合わないですね。

福井委員 合わないですね。法的に正当ではあっても、返済能力や、管理コストや、債権の確実な回収のリスクといったこと全般に影響する要素であれば、先ほどの条文からしても、逆に言えばわかっている以上、登録させなければならぬというのがむしろ法の趣旨のほうですね。わかっている重要情報をわざわざ載せさせないというようなことが仮に行政によってなされるとすれば、それはむしろ情報の非対称が拡大する方向での行政の介入ですから、本来許されないという判断をせざるを得ないという余地が出てきますね。

竹谷事務局長 最後のページで起こった裁判につきましても、御本人いわく、こんな情報を登録するから借りられないじゃないかと。

福井委員 逆に言えば、それは健全にというか、真っ白に借りて返せている過払金返還請求のようにシグナルのない人の犠牲で、リスクの高い人に補助金を与えろという御主張と同じですね。

竹谷事務局長 弁護士さんの立場からすれば、結果的にこういう情報が登録されるならば過払金返還請求をしなくなる。しづらくなる。そこは弁護士さんの営業上の理由かどうかはよくわかりませんが。

中条主査 それはそうですね。だけど、それは保険に入るときに結婚しているか結婚していないかを登録するということになったら、それで結婚しにくくなるとか、しやすくなるとかというのは、余り議論にならない話ですね。

竹谷事務局長 裁判所では、正当な権利の行使と、それから返済能力の客観的な事実を制度化して登録するということは全く別のものですよという御判断ですね。

堂下准教授 人権派と呼ばれるある弁護士の方が、今こういう金融危機の中で資金需要者は貸し渋りを受けるような状況になってきている。それで、過払金返還請求をした人がお金を借りたくても業者から借りられなくなった。その結果、親族、友人から借りるようになって、より不幸が増幅している。だから、金融機関、貸金業者はもっともお金を貸すべきだ、と言っているそうです。要するに、過払い請求の情報がある意味で資金の循環を妨げているという理屈を言っている方がいるですけども、こういう見解にはどうお考えでしょうか。

竹谷事務局長 その辺はよくわかりませんが、マーケット、貸金業というところでは、やはり商売でどこでどれだけリスクを取って利益を上げるかというところがございますから、そのために貸倒れリスクが増大するということであれば、おっしゃったようにちゃんと借りて返しているお客様の利息が上がるとか、そういうことになると非常にバランス的に問題ではないかと思いますが、どれだけそういうようなきめ細かな情報を情報機関として登録基準を設けて提供していくかという

ところは、いろいろな時代背景もあるかと思いますが、今回はこの過払金も非常に象徴的だと思いますが、その時代、時代でちゃんと登録基準をやはり設定していかなければいけないというふうに常々考えております。

中条主査 過払金返還請求をしたか、していないかわからない。わからないとなると、要するに結局請求していない人にもお金を貸すのは情報がないからわかりにくい。だから、やはり制度全体としては縮小していきますね。

福井委員 市場自体が縮小していく。まさに情報の非対称の教科書どおりの成り行きですね。

中条主査 そういう話になっちゃうということですね。

福井委員 こういう感じですね。例えば、自動車保険に関して、重大な自動車事故を起こした人は次から等級が上がりまね。その等級を上げさせるための事故情報は一切保険会社に提供してはならないという規制なり決まりを仮に決めたとすると、そういう事故経歴者と無事故者とを全く同じに保険会社は扱わざるを得なくなるわけですね。

そうすると、何が起こるかという、一定の確率で非常に危ない人、保険金請求の蓋然性が高い人を、それ以外の人の負担でもってならして賄ってあげないといけない。逆に言えば、そういう危険ドライバーは利得をするし、安全ドライバーは損をする。自動車保険市場自体が縮小する。自動車保険に善良なというか、無事故者でも入りにくくなって、自動車運転市場自体が縮小するということが起こりますが、貸金市場においても同じことですね。

まさかそんな帰結を金融庁が強制しようなどということは起こらないでしょうね。

竹谷事務局長 これは、指定の認可を受ける立場としては中立でいたいところですが。

中条主査 指定してもらいたいんだったら言うこと聞きなさい、と……。

福井委員 ただ、これは法律論としてもさっきのところを非常に素直に読めば、正しい情報を的確に伝えなさいということに尽きるわけですから、じっくりとそこは我々の方でも検証する必要がありそうですね。

堂下准教授 今の話と違うんですけども、2ページ目で話をしましたように5件以上の人は確かに減ってきているんですが、延滞情報のある人が増えています。5件以上の借入者数と延滞歴者数の間には負の相関があるような気がしますけれども、どういう因果関係があると考えればよろしいでしょうか。

竹谷事務局長 要するに、件数が減ることと、それから減ったから支払いができるということと、その辺の関係はどうなるんでしょうねと。借りる件数が減ることによって、それはすべてちゃんと完済できますということではないというところが少し見えているのかなという印象を持っています。

つまり、件数が減っても延滞が増えている。情報機関では見えないけれども実際の債務は依然として負っている、それが返済できないので延滞が増えている、そんな傾向が出ているのではないかという印象を持っています

堂下准教授参考人 ある意味、上限金利とか総量規制の影響で、貸金業者が非常にリスクの高いお客さんに貸せない、借りられないような状況になっている。

だけど、本来であれば5件以上のところからうまく利用していけば借りられたような人が結局、5件目以上のところから借りられなくなって延滞を起こしている。そういう人は、本来であれば信用情報機関に延滞情報が載らなくて済んだにもかかわらず、法改正によって回っていた資金が回らなくなった結果、延滞情報が信用情報機関に載ってしまった。そういうふうに考えればいいんですね。

竹谷事務局長 結局、債務の支払いというのをいかに平準化するかというところでクレジットやローンの意味があるわけでありまして、その自由度が狭まる。借入れ手段が狭まるということについては、状況変化によるいろいろな返済方法の手段というもの、あるいは返済行為のマネジメントというものが狭まってくるということは言えると思うんです。

堂下准教授 そういう人は、本来、延滞という事故情報を出す必要がなかったにもかかわらず、法改正によって事故情報が登録されるような事態に陥ってしまったということですね。

竹谷事務局長 ここで見る限り、件数が減っているにもかかわらず延滞が増えている。マクロ経済の影響とかいろいろあるかもしれませんが、総じて徐々に増えているというイメージが見えますので、ここはかなりマスが大きい中で出ている統計ですから、全体傾向をかなり示しているのかなと思います。

堂下准教授参考人 あとは、5件以上のところに絡んで4ページ目ですが、これは平成19年3月、平成19年度のデータですけれども、平成20年度の同じような要因分解したものを今度提出していただけないでしょうか。ここの灰色になっている部分にある非会員譲渡とか、退会とか、この部分の比率が、前年度と今年度で比較して増えたのか、減ったのかという点が、5件以上が減った、増えた、を知る上で重要な情報になると思います。是非その部分は情報の提供をいただければと思います。

竹谷事務局長 いつ締めるかというところはあると思うんですけれども、検討いたします。

堂下准教授 もちろん4月とかで。

竹谷事務局長 同じスパンで比較されると。

堂下准教授 そうですね。例えば、これが歴年で比較できるのであれば歴年でもいいんですけども。

竹谷事務局長 そこはちょっと難しいですね。

堂下准教授 できないですか。

竹谷事務局長 年次処理が3月末なものですから。

堂下准教授 もう一つ、金融庁が5件以上の借入者を多重債務者だと定義していますが、5件以上の借入者が多重債務者となった経緯というのはどういうことなんですか。

竹谷事務局長 よく取材で、多重債務者は5件ですかと聞かれるんですけども、全く……。

堂下准教授 いつごろから5件という言葉が出るようになったんでしょうか。

竹谷事務局長 5件以上というのはまさに貸金業法改正議論の中で金融庁の懇談会か、与党の増原委員会か……。

堂下准教授 金融庁が最初に5件以上だと決めたんですかね。しかし、その5件の定義はだれも

していないんですね。

竹谷事務局長 経緯は把握していません。

堂下准教授 わかりました。

中条主査 では、どうもありがとうございました。

以 上